

福島県写真連盟事業細則

(目的)

第1条 福島県写真連盟（以下「本連盟」という。）が実施する各事業について、円滑な運営を行うために連盟規約第3条2項に基づき本事業細則を定める。

(事業細則)

第2条

1 福島県写真展

- (1) 福島県写真展を年1回開催する。
- (2) 福島県写真展は公募とし、原則として福島県内よりの公募とする。
- (3) 公募は、一般、委嘱、招待の3部門とする。
- (4) 審査は、一般の部及び委嘱の部を対象に1次審査を行い、応募者各自1点を入選とした後、最終審査を行う。
- (5) 最終審査は公開で行う。
- (6) 審査員は連盟会員以外から委嘱する。
- (7) 招待の部は無審査展示とする。
- (8) 入賞作品の最上位賞を「福島県写真連盟大賞・福島県知事賞」とする。
- (9) 入賞及び入選作品が決定後に公募規定違反が判明した場合は、入賞及び入選を取り消すものとする。
- (10) 本展の一般の部で5回以上入賞した作家を委嘱作家とする。（奨励賞は除く）
- (11) 委嘱の部において3回入賞（福島県写真連盟特別賞）した作家を招待作家とする。
- (12) 本展運営の最高責任者は無審査展示とし、顧問及び連盟において特に功労が認められ役員会で推挙された者を招待作家とすることができる。
- (13) 委嘱作家が2年間に亘り本展に不提出の場合は、特別な事情を有する場合を除きその資格を失う。
- (14) 委嘱作家は原則として連盟に加入することとする。
- (15) 応募料その他詳細については、実行委員会を組織し応募要項等により定める。

2 福島県クラブ合同例会

- (1) 福島県写真クラブ合同例会を、写真技術の向上と写真文化の高揚及び県内写真愛好団体の交流を目的に年1回開催する。
- (2) クラブ合同例会への参加は本連盟会員以外の一般写真愛好家団体にも開放する。
- (3) クラブ合同例会の運営のために、本連盟に実行委員会を設ける。
- (4) クラブ合同例会の応募規定は役員の協議により定める。
- (5) 審査は公開審査とし、審査員は別に委嘱する。
- (6) 最上位賞を団体の部では「福島県クラブ合同例会最優秀賞」とし、個人の部では「金賞」とする。
- (7) クラブ合同例会の会計処理は、本連盟の会計から切り離し、実行委員会において行い事業終了後速やかに会長へ報告する。

3 福島県写真賞

(1) 福島県在住の写真作家で、写真界において特に優れた活動を行い、あるいは多年に亘り福島県写真文化の向上に特に功績のあった作家を表彰する。

(2) 選考の対象分野は、次の各項とする。

①写真展及び個展

②写真集及び雑誌等の書籍の出版、その他メディアでの活動

③写真公募展及び写真コンクール

④写真文化活動

⑤その他

(3) 受賞作家選考のために、選考委員会を設けることができる。

(4) 受賞対象作家は毎年1名以内とし、適応者がいない場合は該当者なしとする。

4 研究会、撮影会等の適宜開催、その他

(運用)

第3条 本細則の他、各事業の遂行に係る詳細については、役員会により決定する。

付則

1 本規約は、令和5年5月13日制定し、これを適用する。